

短期入所生活介護（ショートステイ）ご利用について

☆ご利用できる方

要介護認定(要介護1～5)、又は要支援認定(要支援1～2)を受けている方

☆ご利用までの流れ

利用申込み

担当のケアマネージャーに利用のご相談をされるか、当施設に直接ご相談下さい。また、見学も随時承っておりますのでご連絡下さい。（ケアマネージャーが決まっていない方、要介護認定請をされていない方は、お近くの居宅介護支援事業所へご相談ください）

訪問・面接

初回のご利用の前にご自宅に訪問させていただき、日常での生活の様子や、介護上の注意点・ご要望等をお伺いさせていただきます。

ご契約

初回のご利用時には、契約内容と重要事項説明書、利用料金等の内容を十分説明し、ご理解いただいた上でのご契約をお願いしております。

ご利用開始

ご希望のご利用日（ご利用期間）をお伺いし、利用可能であればいつでもご利用していただくことができます。（空床がない場合等ご希望に添えないこともありますのでご了承下さい。）

入退所

空床があればご希望に応じて、入・退所して頂く事ができます。（介護保険上30日以上連続利用はできません。）

ご本人様やご家族の方のご都合に合わせて、有効にショートステイをご利用頂き、より良き在宅生活の継続を支援いたします。